

# 口座振替原則化に向けた今後の取組について

資料 7 - 1

## 1 口座振替原則化について（運営方針（第3期）より）

○保険税収納対策においては、次の点から、現年度分に重点を置いて取り組み、併せて滞納繰越分に対する滞納処分の強化を図る必要があります。

- ・ 現年度分の収納率が向上すると新規滞納の発生が抑制され、滞納繰越額を圧縮することとなり、滞納繰越分の収納率向上にもつながります。
- ・ 滞納繰越分の比率が低下することで、現年度分に対して早い時期から収納対策に取り組むことが可能となります。

○各市町村の地理的条件等により徴収の困難さは異なりますが、保険税水準の統一を実現するため、各市町村の課題に応じた収納対策に取り組み、収納率の底上げを図る必要があります。

→これらの課題に対応するための目標として、運営方針（第3期）にて、「令和8年度までに全ての市町村で口座振替を原則化します」と規定した。口座振替原則化の方向性については、現状や課題を把握してから決めることとし、以下のとおり市町村照会やグループ別検討（保険税）において検討を行った。

### 検討状況

#### 【R5第1回事務処理標準化WGグループ別検討（R5.9.7）】

- ・ 口座振替原則化について、令和8年度に全市町村において原則化を実現するため、原則化に向けた現状や課題を把握するための調査を全市町村宛に行う等手法の確認を実施。

#### 【R5市町村照会(R5.10.5)】

- ・ 口座振替原則化に向けた照会を全市町村に向け発出。（資料7-2参照）

#### 【R5第2回事務処理標準化WGグループ別検討（R6.3.7）】

- ・ 市町村照会を踏まえ、口座振替原則化への方向性を報告。→メンバーからの意見は特になし。

#### 【R5第2回事務処理標準化WG（R6.3.15）】

- ・ グループ別検討で示した方向性について報告。→メンバーからの意見は特になし。

#### 【R5市町村照会のとりのまとめ結果の送付(R6.3.27)】

- ・ とりのまとめ結果一覧を送付するとともに、全市町村における口座振替原則化に係る運用上の取扱い等については、令和6年度中に改めて県から示す旨を通知。（資料7-3、7-4、7-5参照）

# 口座振替原則化に向けた今後の取組について

## 2 口座振替原則化への方向性について

事務処理標準化WGグループ別検討及び事務処理標準化WGで説明した口座振替原則化への方向性については以下のとおり。

### 方向性

- 口座振替原則化する旨については、条例、規則、施行細則もしくは要綱（ホームページにて公開）のいずれかにより規定することとする。
- 原則化にあたっては、
  - ・ 国保加入手続き時における窓口での勧奨
  - ・ 納税通知書への案内文の同封
  - ・ ホームページ上での周知を必須とすることとする。
- なお、勧奨等を行った上で、口座振替による納付が困難な者や、口座振替を拒む者に対しては、登録の強制を行わない。また、短期間で資格を喪失することが明らかである場合等、登録の勧奨を行うことで事務負担の増加につながる可能性がある場合は、保険者の判断で勧奨を行わないことも可とすることとする。

## 3 今後の対応予定

- ・ 全市町村における口座振替原則化に係る運用上の取扱いに係る通知案（資料7-6）を全市町村に送付し、意見を照会する。
- ・ 市町村の意見を基に財政運営WGにて、議題とし、当該通知についての意見照会を行う。
- ・ 財政運営WGでの意見も踏まえ、推進会議の議題とし、反対意見がなければ、市町村に通知を発出する。

## 4 参考

口座振替原則化については、埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金のうち県繰入金）において、評価基準としており、実施することにより、市町村は3.2億円をポイントに応じて按分した額を交付額として交付を受けることとしている。

また、口座振替に係る直接的な費用についても、同交付金において、対象経費としている。